

関 係 所 属 長 殿

保 存	5年(令和8年3月31日まで)
有 効	令和8年3月31日まで
企画・指導係	

交 通 部 長

道路交通法第108条の34の規定に基づく自動車運送事業者等に対する通知強化対象の拡大について（通達）

事業用自動車の運転者が、当該事業者の業務に関して行った道路交通法等違反行為については、従来より、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の34の規定に基づき、運輸支局長等に通知し、所要の行政措置を促すことにより、この種事案の未然防止に努めてきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）により、妨害運転に対する罰則の創設等が行われ、本年6月30日から施行されたことから、下記のとおり運輸支局長等に対する通知強化の対象を拡大することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 通知強化対象事案の拡大

道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者者に雇用された自動車運転者が業務に関して行った次に掲げる違反行為を、新たに通知強化対象事案に加える。

- 妨害運転（道路交通法第117条の2第6号及び第117条の2の2第11号の違反行為）

2 留意事項

(1) 通知措置の徹底

適正な行政処分に資するため、新たに加えられた通知強化対象事案はもとより、以下に掲げる従来の通知強化対象事案についても、運輸支局長等への通知を徹底すること。

- 救護義務違反（道路交通法第117条の違反行為）
- 酒酔い運転（道路交通法第117条の2第1号の違反行為）
- 麻薬等運転（道路交通法第117条の2第3号の違反行為）

R02-381

- 無免許運転（道路交通法第117条の2の2第1号の違反行為）
- 酒気帯び運転（道路交通法第117条の2の2第3号の違反行為）
- 過労運転等（道路交通法第117条の2の2第7号の違反行為）
- 大型自動車等無資格運転（道路交通法第118条第1項第7号の違反行為）
- 速度超過（道路交通法第118条第1項第1号又は第2項の違反行為のうち、第22条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を30キロメートル毎時（高速自動車国道等においては40キロメートル毎時）以上を超える速度で運転する行為に限る。）
- 積載物重量制限超過（道路交通法第118条第1項第2号の違反行為のうち、車両について第57条第1項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の2倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為に限る。）
- 上記以外の道路交通法違反で、死亡事故（事業用自動車の運転者が第一当事者であるものに限る。）に係るもの
- 無車検運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185条）第58条第1項の規定に違反する行為）
- 無保険運行（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第5条の規定に違反する行為）

(2) 運輸支局長等との緊密な連携

運輸支局長等による自動車運送事業者等の事業場に対する立入検査等に伴い、当該事業者の下命・容認に関する情報等を入手した際は、運輸支局長等との緊密な連携を図り、適切に対応すること。